

令和8年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 令和8年4月2日(木) 午後3時

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第1号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議 … 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 1 号議案

知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち、「静岡県公立高等学校教育改革促進基金」の管理に関する事務について、事務局職員に補助執行させることの協議が知事からあったので、当該協議に関し令和 8 年 3 月 31 日付けで同意する。

令和 8 年 4 月 2 日提出

静岡県教育委員会教育長

＜第1号議案 概要＞

知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議
(静岡県公立高等学校教育改革促進基金関係)

1 補助執行協議の理由

令和8年2月18日創設予定の「静岡県公立高等学校教育改革促進基金」に関する事務は、知事の権限である財産(基金)の管理に該当するが、以下の理由により、教育委員会が補助執行により実施することが妥当であるため、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行協議を行う。

- ・基金の充当事業が教育委員会所管の事業のみであることから、行政能率向上及び行政の一体性確保が図れる(補助執行の趣旨に合致)。
- ・他の教育に係る財産の一部についても、教育委員会が補助執行により実施している。

2 補助執行に関する協議内容

(1) 補助執行する事務

静岡県公立高等学校教育改革促進基金の管理に関する事務

(2) 具体的な事務の内容

財産管理者等が行う次の事務

- ・会計管理者への基金増減報告書の提出(財産規則第7条)
- ・基金の取得、管理及び処分に関する取扱いの基準、要綱等の制定、改廃及び財務部長への事前協議(財産規則第23条第1項第3号)
- ・基金について重要又は異例な取扱いをする場合の財務部長への事前協議(財産規則第23条第1項第4号)
- ・基金台帳の作成、補正等(財産規則第122条)
- ・基金受入調書及び基金払出調書の作成(財産規則第124条)
- ・財務部長への基金現在額報告書の提出(財産規則第127条の2)

3 協議書の締結日

令和8年3月31日

財行第357号

令和8年3月23日

静岡県教育委員会教育長

池上重弘様

静岡県知事

鈴木康友



知事の権限に属する事務の補助執行について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、次のとおり貴教育委員会事務局職員に補助執行させたく、貴教育委員会と協議したいので通知します。

記

1 対象となる事務

静岡県公立高等学校教育改革促進基金の管理に関すること

2 施行日

静岡県公立高等学校教育改革促進基金の積立てが令和8年3月31日から発生することから、協議書の施行日（成立日）は令和8年3月31日とする。

担当 財務部行政経営課

財産管理班 飯妻

電話 054-221-2123

○地方自治法（抜粋）

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。

○静岡県財産規則（抜粋）

（基金の増減報告）

第7条 財産管理者は、その所掌に係る基金の増減について、毎月末日現在で様式第3号による基金増減報告書を作成し、その翌月の10日までに会計管理者に提出しなければならない。

（事前協議）

第23条 財産管理者は、次に掲げる事務を処理しようとするときは、様式第7号による財産事前協議書により財務部長に協議しなければならない。ただし、様式第7号により難しい場合には、事務の内容その他必要な事項を記載した書類を事前協議書とすることができる。

- (1) 面積1,000平方メートル以上で、かつ、予定価格が3,000万円以上の土地を買い入れようとするとき。
- (2) 面積1,000平方メートル以上の土地の用途廃止又は処分をしようとするとき。
- (3) この規則に定めるもののほか、公有財産、債権及び基金の取得、管理及び処分に関する取扱いの基準、要綱等の制定又は改廃をしようとするとき。
- (4) 公有財産、債権及び基金について、重要又は異例の取扱いをしようとするとき。

2 第20条の2の規定により、局長等が専決処理する事項に係る前項第2号に掲げる事務の協議についての同項の規定の適用については、同項中「財産管理者」とあるのは「局長等」と、「財務部長」とあるのは「行政経営課長」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第21条第3項第1号又は第1号の2の規定の適用を受ける公有財産については、第1項第1号及び第2号に規定する事務に係る協議は、これを省略することができる。

（基金台帳）

第122条 財産事務取扱者は、基金台帳（様式第74号）を作成し、その分掌に係る基金について、必要な事項を記載し、変動のつど補正しなければならない。

第124条 財産管理者は、基金に属する現金の受入れをしようとするときは基金受入調書（様式第75号）を、払出しをしようとするときは基金払出調書（様式第76号）を作成しなければならない。

（基金の現在額報告書）

第127条の2 財産事務取扱者は、その分掌に係る基金について毎年3月31日現在で様式第2号による基金現在額報告書を作成し、4月30日までに財務部長に提出しなければならない。

静岡県公立高等学校教育改革促進基金条例について

(高校教育課)

1 現状

将来的な産業構造の変化等が予測される中であって、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーや理数系人材の不足等に関する懸念を踏まえ、国庫支出金を活用して公立の高等学校における教育改革を促進するため、都道府県に基金を創設することとなった。

2 制定の理由及び必要性

国から支出される高等学校における教育改革に係る事業に要する資金を積み立てる必要があるため。

3 制定の内容

高等学校における教育改革に係る事業に要する資金を積み立てる基金を創設する。

4 施行期日及び適用期間

公布の日から、令和 11 年 3 月 31 日まで

第1回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	田方地区のグランドデザインの策定	P1
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P4
配付 報告 2	令和8年度静岡県立高等学校入学者選抜結果の概要	P13
配付 報告 3	令和8年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考結果の概要	P15
配付 報告 4	静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程の一部改正	P17

静岡県立高等学校の在り方に係るグランドデザイン（田方地区）

1 要旨

田方地区の県立高等学校の在り方について、地域協議会での協議を踏まえ、グランドデザインを策定した。

○スケジュール

時 期	内 容
令和 7 年 1 月 21 日	第 1 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
7 月 18 日	第 2 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
10 月 6 日	第 3 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
12 月 24 日	第 4 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会
令和 8 年 3 月 24 日	第 5 回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（グランドデザインの検討）

2 グランドデザインの概要

- ・自治体と連携した地域連携型探究学習と、先端産業や地元企業と連携した企業連携型探究学習を基盤とした、「地元マインド」と「グローバル・マインド」を育むための最適な方策を検討

(1) 目指す人物像

○地域を学び、日本や世界を知り、倫理観を持って地元や国内外で活躍する人

- ・地域を学び、地域を愛し、地域を創生する人
- ・自ら課題を発見し、答えのない問いに立ち向かうことができる人
- ・日本や世界を背負って立ち、グローバルな視点を持ち、地元や国内外で活躍する人

(2) 目指す学校像

- ・高度専門的な国際的人材や医療人材の育成を見据えた国際的コミュニケーション能力や医療分野の学びを展開する高校
- ・地域の特色を活かした観光(食を含む)や商業の学びを掛け合わせた教科横断的な学びを展開する高校
- ・DXやAIをはじめとする先端科学からグローバル教育まで網羅する多様な学びを展開する高校
- ・最先端の農業と工業、食の学びを掛け合わせた実学的な学びを展開する高校

(3) 改編（再編整備）の方向性

- ・全日制において、令和 20 年度頃までに、4 校程度の適正規模の公立高校へ段階的に改編
- ・地区内の配置バランスを踏まえ、1 クラスとなった学校は分校とし、人口減少に応じた将来の再編も視野に入れる。
- ・校地の選定については、生徒の通学可能範囲等を考慮して適正に配置
 - ①適正規模を下回る高校や政策的個別課題に対応する高校については、進学想定生徒数や校地等を検討し、速やかに個別協議を行い再編する。
 - ②上記以外の高校については、適正規模を維持しているうちに、具体的構想を検討し、生徒数の減少状況等を踏まえ、速やかに必要な再編に着手する。

(4) 今後の対応

各学校におけるグランドデザインの具現化については、県と各市町、学校との詳細な協議を行った上で決定する。

田方地区〈県立高校〉のグランドデザイン

【課題認識・全県】

- 少子化が進行する中で高校の改革（配置と規模のあり方など）
- 変化の激しい時代を生き抜く力の育成

【課題認識・田方地域】

- 令和20年度までに生徒数は約4割減少、他地区への生徒流出も増加
- 県立高校の小規模化が進展、今後更に急速な生徒数の減少により規模が縮小
- 東部地域における医療人材の不足
- 新たな産業の育成、若者層を地域産業の担い手として取り込むことが必要

【高校改革の基本認識・全県】

- 行ける学校から行きたい学校へ、画一から多様へ（学びの変革）
- 地域・実社会と共にある学校（開かれた学校づくり）
- 時代の変化を踏まえた教育基盤（学校の配置・規模等）

【高校改革の基本認識・田方地域】

- 学びの方向性：「地元マインド」と「グローバル・マインド」を育む
- 基盤となる2つの学習：「地域連携型探究学習」と「企業連携型探究学習」の学び
- 「地元マインド」と「グローバル・マインド」を育むための基盤となる、学校規模、専門的な学科やコース等の設置、充実した施設・設備は不可欠

【目指す人物像】

○地域を学び、日本や世界を知り、倫理観を持って地元や国内外で活躍する人

- ・地域を学び、地域を愛し、地域を創生する人
- ・自ら課題を発見し、答えのない問いに立ち向かうことができる人
- ・日本や世界を背負って立ち、グローバルな視点を持ち、地元や国内外で活躍する人

【求められる高校の在り方】

- ・高度専門的な国際的人材や医療人材の育成を見据えた国際的コミュニケーション能力や医療分野の学びを展開する高校
- ・地域の特色を活かした観光（食を含む）や商業の学びを掛け合わせた教科横断的な学びを展開する高校
- ・DXやAIをはじめとする先端科学からグローバル教育まで網羅する多様な学びを展開する高校
- ・最先端の農業と工業、食の学びを掛け合わせた実学的な学びを展開する高校

【具現化のための方策】

【学びの変革の在り方】

■生徒の選択肢が広がる多様な学びの実践

- ・理系メディカル系、農業系、観光系、商業系、工業系の5つの類型を柱とした学びの掛け合わせ
- ・DXやAIをはじめとする先端科学の学びの導入
- ・変化の激しい現代を生き抜くためのアントレプレナーシップ教育の実践

■基盤となる2つの「連携型探究学習」の実践

- ・地元自治体等との連携による地域連携型の探究的な学び
- ・先端産業や地元企業との連携による企業連携型の探究的な学び

【地域との連携の在り方】

■産学官の連携による、専門性の高い学びの提供

- ・地元の産業と企業に関する知識や理解を深めるとともに、「グローバル・マインド」の育成を推進
- ・地域、企業、自治体との連携等を通じた、地域への理解や「地元マインド」を育む教育の推進
- ・高い技術力や研究開発力を持つ企業等と連携した実践的・体験的なカリキュラムの構築
- ・地区外へ進学しても、地元へ思いを寄せ、将来的に田方地区に貢献できる人材の育成

【教育基盤の在り方】

■生徒や社会のニーズに応じた質の高い多様な学び

- 生徒の可能性を最大限に引き出す良好な教育環境
 - ・多様な学習選択や豊かな教育活動の実現に向けた適正規模（1学年6～8学級）の確保
- 改編（再編整備）の方向性
 - ・全日制において、令和20年度頃までに、4校程度の適正規模の公立高校へ段階的に改編
 - ・地区内の配置バランスを踏まえ、1クラスとなった学校は分校とし、人口減少に応じた将来の再編も視野に入れる
 - ・校地の選定については、生徒の通学可能範囲等を考慮して適正に配置

田方地区〈県立高校〉のグランドデザイン

イメージ

目指す人物像

地域を学び、日本や世界を知り、
倫理観を持って地元や国内外で活躍する人

- ・地域を学び、地域を愛し、地域を創生する人
- ・自ら課題を発見し、答えのない問いに立ち向かうことができる人
- ・日本や世界を背負って立ち、グローバルな視点を持ち、地元や国内外で活躍する人

学びの方向性

「地元マインド」と「グローバル・マインド」を育む

2つのマインドを育成する相互補完によって生じる効果は無量大

地元マインドの育成
地域社会をよりよくする力を養う

グローバル・マインドの育成
異文化理解と協働を促進する姿勢の育成

基盤となる2つの学習
「地域連携型探究学習」・「企業連携型探究学習」

沼津地区
生徒数減少を見据えた計画的な体制整備

北駿地区
新構想

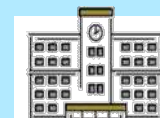
小山
新構想



単位制・3部制の
定時制

普通科と理数科の学び
(高度専門的な国際的人材や
医療人材の育成)

普通科での多様な学び
(DXやAI等の先端科学から
グローバル教育まで)



普通科と商業科の学び
(観光ビジネス(食を含む)、地域
戦略論等を重視した学びの実践)



農業科や工業科の学び
(最先端の農業×工業、食等の
実学的な学びの充実)

<改編(再編整備)の方向性>

- * 全日制において、生徒の学習ニーズに合わせた幅広い学びや、専門性の高い学びを実現するため、令和20年度頃までに、4校程度の適正規模の公立高校へ段階的に改編
- * 地区内の配置/バランスを踏まえ、1クラスとなった学校は分校とし、人口減少に応じた将来の再編も視野に入れる
- * 校地の選定については、生徒の通学可能範囲等を考慮して適正に配置

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 7 年度第 5 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 8 年 3 月 24 日に、今年度、第 5 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 8 年 1 月 14 日から 3 月 4 日までに実施した県立学校 20 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、指摘等はなかった。

また、同期間に随時監査が本庁（新図書館整備課）及び県立学校 8 所属で実施され、1 件の指摘、1 件の意見が付された。

(1) 随時監査

<指摘 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
新図書館整備課	件名	不適切な入札執行
	内容	教育委員会事務局新図書館整備課は、令和 6 年度に、新県立中央図書館整備事業に係る国からの交付金収入が確実と見込まれないにもかかわらず、新築工事の入札を執行した。

<意見 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
新図書館整備課	件名	国庫支出金を充当して行う事業の入札執行
	内容	教育委員会事務局新図書館整備課では、中央図書館の機能充実と施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、新しい県立図書館の整備を進めています。 令和 6 年 9 月議会において、約 130 億円の国庫支出金を充当して令和 6 年度から令和 9 年度までの期間で約 268 億円の県立中央図書館整備事業工事契約を行う債務負担行為の予算計上をしました。 議決後、新図書館整備課は、令和 6 年 10 月に新築工事の入札執行伺を起案し、入札公告をしました。参加申請がなく不調に終わったため、令和 7 年度当初予算に改めて新築工事の債務負担行為を計上しました。 充当を見込む国庫支出金は、国土交通省が所管する社会

資本整備総合交付金（以下、「交付金」という。）です。

令和7年1月に国土交通省より、交付金の県の窓口である交通基盤部景観まちづくり課を通じて、新図書館整備課に対し、県が要望する130億円規模の交付は困難とする旨の連絡がありました。その後、教育委員会事務局幹部が国土交通省へ赴き協議を重ねましたが、令和7年4月に、国土交通省からの交付金は最大でも34億円程度の見込みとなり、約100億円の交付金が収入できないことが明らかになりました。

不調となった令和6年度の新築工事の入札が、仮に、落札され契約手続に進んでいた場合は、不足する交付金の代わりに一般財源や県債を充当するなど県財政に大きな影響を与えたであろうことが容易に想定され、交付金の見込みが不明確な状態で行った入札執行は、県政に対する県民の信頼を裏切るたいへん大きな問題があった財務会計行為と言えます。

静岡県財務規則第18条第2号では「歳出予算のうち、国庫支出金、分担金、負担金及び寄附金その他特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない。」と定めていますが、新県立中央図書館整備事業では事業に係る特定財源である交付金が収入される前に入札を執行しています。この理由について教育委員会事務局は、同号ただし書きの「予算の性質その他やむを得ない理由があるとき、又は当該事業に係る特定財源の収入が確実と見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。」を適用したと説明しています。

交付金の収入が確実と見込まれると判断したことについて、監査課が調査したところ、新図書館整備課が令和6年10月に入札執行伺を起案するまでに、新築工事が交付金の対象となるかを景観まちづくり課を通じて国土交通省に確認したメールはありましたが、新築工事に係る交付金総額がどれくらいになるかを確認した記録や交付額を明示した内示、その他の通知文や事務連絡等、客観的に収入の確実性を担保する書類は確認できませんでした。

また、内部統制の観点から、債務負担行為に関する予算計上の協議に当たって、県の幹部に交付金の見込みについてどのように説明したのかを確認したところ、新図書館整備課は「教育部長から交付金確保見込みの確認指示があり、

	<p>担当理事から想定する全体額を確保できる見込みであること、毎年度の協議が必要であること等の説明をしている。」、「副知事からは財源についての質問があり、国交付金 1/2、残りに交付税措置のある県債を充当、一般財源は 30 億円程度となる説明をしている。」との回答がありました。教育部長、副知事ともに財源の確保について確認していましたが、新図書館整備課は、国との交渉記録などの根拠を示すことなく、交付金を確保できるという説明をしていました。正しい情報を上げなかったことで、適切な判断がされることはなく、内部統制は機能しませんでした。</p> <p>新図書館整備課が交付金を確保できると考えた根拠として、「令和 3 年度から令和 6 年度までは、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていた。」との説明がありましたが、いずれの年度も、概算要望についての国土交通省のヒアリングを受けて、精査された後の本要望の金額に対してほぼ満額であったものであり、あくまで国と協議した後でなければ、正確な交付金の額を見込めないものでした。</p> <p>さらに、交付金総額を確保することについての教育委員会における協議、課題整理、解決策の検討等の記録はありませんでした。</p> <p>これらのことから、今後、国庫支出金を充当して行う事業の入札を執行する場合には、次の事項について検討を求めます。</p> <p>ア 複数年度を事業年度とする大規模施設整備事業については、事業計画を立案する際に、国庫支出金を充当することの可否とともに、充当できる総額について、事業担当課が直接所管省庁に赴くなどして確認し、その後も予算計上や入札などのタイミングで、国庫支出金の充当見込額を確認すること。</p> <p>イ 予算案の協議や入札執行伺の稟議に当たっては、国庫支出金の確保見込額を示す資料を添付すること。</p> <p>また、決裁権者の質問に対しては、事実に基づいた説明をすること。</p> <p>ウ 所管省庁との協議内容は正確に記録し、県庁内の協議や教育委員会内における協議、課題整理、解決策の検討等の記録も残すこと。</p>
--	--

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 8 年 6 月 24 日までに監査委員へ報告する。

監査第 133 号 - 2

令和 8 年 3 月 24 日

静岡県教育委員会教育長

池 上 重 弘 様

静岡県監査委員

山 下 和 俊

静岡県監査委員

松 本 早 巳

静岡県監査委員

上 屋 源 由

静岡県監査委員

木 内 満

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 14 日から令和 8 年 3 月 4 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和8年1月14日から令和8年3月4日までに実施した本庁及び出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

また、本庁に対し、静岡県監査委員監査基準に基づき、令和6年度新県立中央図書館整備事業新県立図書館（仮称）新築工事（建築、電気設備、機械設備）及び同工事に関する設計委託に関する事務について、入札執行の手続が適正であったかなどの視点から財務監査（随時監査）を実施するとともに、出先機関に対し、現金、預金、郵券類等の管理状況及び財務会計の事務手続について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査（随時監査）を実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関 該当なし

2 監査結果がない機関

(1) 下田高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(2) 松崎高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(3) 稲取高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(4) 熱海高等学校	(監査実施日 令和8年2月12日)
(5) 伊豆総合高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(6) 韮山高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(7) 富士東高等学校	(監査実施日 令和8年1月14日)
(8) 静岡農業高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(9) 浜松西高等学校	(監査実施日 令和8年2月4日)
(10) 浜名高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(11) 浜北西高等学校	(監査実施日 令和8年2月3日)
(12) 新居高等学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(13) 沼津視覚特別支援学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(14) 富士特別支援学校	(監査実施日 令和8年1月14日)
(15) 掛川特別支援学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(16) 浜北特別支援学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(17) 浜松みをつくし特別支援学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(18) 中央特別支援学校	(監査実施日 令和8年2月16日)
(19) 浜松西高等学校中部	(監査実施日 令和8年2月16日)

(20) ふじのくに中学校

(監査実施日 令和8年2月16日)

第4 随時監査(本庁)の結果

1 監査結果がある機関(監査結果の概要は別表のとおり。)

(1) 教育委員会事務局新図書館整備課

ア 監査実施日 令和8年3月3日

イ 監査対象 令和6年度新県立中央図書館整備事業新県立図書館(仮称)新築工事(建築、電気設備、機械設備)及び同工事に関する設計委託に関する事務

ウ 監査結果

(7) 財務監査 指摘 不適切な入札執行

意見 国庫支出金を充当して行う事業の入札執行

2 監査結果がない機関 該当なし

第5 随時監査(出先機関)の結果

1 監査結果がある機関 該当なし

2 監査結果がない機関

(1) 熱海高等学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(2) 吉原工業高等学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(3) ふじのくに国際高等学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(4) 榛原高等学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(5) 遠江総合高等学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(6) 浜松工業高等学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(7) 富士特別支援学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(8) 浜松みをつくし特別支援学校

(監査実施日 令和8年3月4日)

(別表) 監査結果の概要

随時監査【本庁】

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 新図書館整備課	指摘	件名	不適切な入札執行
		内容	教育委員会事務局新図書館整備課は、令和6年度に、新県立中央図書館整備事業に係る国からの交付金収入が確実に見込まれないにもかかわらず、新築工事の入札を執行した。

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 新図書館整備課	意見	件名	国庫支出金を充当して行う事業の入札執行
		内容	<p>教育委員会事務局新図書館整備課では、中央図書館の機能充実と施設の老朽化・狭隘化の解消を図るため、新しい県立図書館の整備を進めています。</p> <p>令和6年9月議会において、約130億円の国庫支出金を充当して令和6年度から令和9年度までの期間で約268億円の県立中央図書館整備事業工事契約を行う債務負担行為の予算計上をしました。</p> <p>議決後、新図書館整備課は、令和6年10月に新築工事の入札執行伺を起案し、入札公告をしましたが、参加申請がなく不調に終わったため、令和7年度当初予算に改めて新築工事の債務負担行為を計上しました。</p> <p>充当を見込む国庫支出金は、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金（以下、「交付金」という。）です。</p> <p>令和7年1月に国土交通省より、交付金の県の窓口である交通基盤部景観まちづくり課を通じて、新図書館整備課に対し、県が要望する130億円規模の交付金は困難とする旨の連絡がありました。その後、教育委員会事務局幹部が国土交通省へ赴き協議を重ねましたが、令和7年4月に、国土交通省からの交付金は最大でも34億円程度の見込みとなり、約100億円の交付金が収入できないことが明らかになりました。</p> <p>不調となった令和6年度の新築工事の入札が、仮に、落札され契約手続に進んでいた場合は、不足する交付金の代わりに一般財源や県債を充当するなど県財政に大きな影響を与えたと見られることが容易に想定され、交付金の見込みが不明確な状態で行った入札執行は、県政に対する県民の信頼を裏切るといへん大きな問題があった財務会計行為と言えます。</p> <p>静岡県財務規則第18条第2号では「歳出予算のうち、国庫支出金、</p>

監査箇所	区分	概要
		<p>分担金、負担金及び寄附金その他特定財源を充当して行なう事業に係るものは、当該特定財源を収入した後でなければ執行してはならない。」と定めていますが、新県立中央図書館整備事業では事業に係る特定財源である交付金が収入される前に入札を執行しています。この理由について教育委員会事務局は、同号ただし書きの「予算の性質その他やむを得ない理由があるとき、又は当該事業に係る特定財源の収入が確実と見込まれる場合でその額に見合う金額の範囲内においては、この限りでない。」を適用したと説明しています。</p> <p>交付金の収入が確実と見込まれると判断したことについて、監査課が調査したところ、新図書館整備課が令和6年10月に入札執行伺を起案するまでに、新築工事が交付金の対象となるかを景観まちづくり課を通じて国土交通省に確認したメールはありましたが、新築工事に係る交付金総額がどれくらいになるかを確認した記録や交付額を明示した内示、その他の通知文や事務連絡等、客観的に収入の確実性を担保する書類は確認できませんでした。</p> <p>また、内部統制の観点から、債務負担行為に関する予算計上の協議に当たって、県の幹部に交付金の見込みについてどのように説明したのかを確認したところ、新図書館整備課は「教育部長から交付金確保見込みの確認指示があり、担当理事から想定する全体額を確保できる見込みであること、毎年度の協議が必要であること等の説明をしている。」、「副知事からは財源についての質問があり、国交付金1/2、残りに交付税措置のある県債を充当、一般財源は30億円程度となる説明をしている。」との回答がありました。教育部長、副知事ともに財源の確保について確認していましたが、新図書館整備課は、国との交渉記録などの根拠を示すことなく、交付金を確保できるという説明をしていました。正しい情報を上げなかったことで、適切な判断がされることはなく、内部統制は機能しませんでした。</p> <p>新図書館整備課が交付金を確保できると考えた根拠として、「令和3年度から令和6年度までは、各年度の要望額のほぼ満額が交付されていた。」との説明がありましたが、いずれの年度も、概算要望についての国土交通省のヒアリングを受けて、精査された後の本要望の金額に対してほぼ満額であったものであり、あくまで国と協議した後でなければ、正確な交付金の額を見込めないものでした。</p> <p>さらに、交付金総額を確保することについての教育委員会におけ</p>

監査箇所	区分	概要
		<p>る協議、課題整理、解決策の検討等の記録はありませんでした。</p> <p>これらのことから、今後、国庫支出金を充当して行う事業の入札を執行する場合には、次の事項について検討を求めます。</p> <p>ア 複数年度を事業年度とする大規模施設整備事業については、事業計画を立案する際に、国庫支出金を充当することの可否とともに、充当できる総額について、事業担当課が直接所管省庁に赴くなどして確認し、その後も予算計上や入札などのタイミングで、国庫支出金の充当見込額を確認すること。</p> <p>イ 予算案の協議や入札執行伺の稟議に当たっては、国庫支出金の確保見込額を示す資料を添付すること。</p> <p>また、決裁権者の質問に対しては、事実に基づいた説明をすること。</p> <p>ウ 所管省庁との協議内容は正確に記録し、県庁内の協議や教育委員会内における協議、課題整理、解決策の検討等の記録も残すこと。</p>

(件 名)

令和 8 年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(高校教育課)

1 入学者選抜の概要 (() 内の数字は令和 7 年度選抜のデータを示す。)

(1) 全日制の課程

項 目	一般選抜	特別選抜					再募集	合 計
		海外帰国生徒	外国人生徒	長期欠席生徒	連携型	県外生徒特色		
実施校数	90	15	9	2	3	3	58	
※1	(90)	(15)	(9)	(2)	(3)	(2)	(34)	
実施科数	162	17	12	2	3	3	82	
※2	(162)	(17)	(12)	(2)	(3)	(2)	(44)	
募集定員	※3 16,954 (17,084)	若干名 (8+若干名)	若干名 (若干名)	若干名 (若干名)	定めない (定めない)	17 (11)	1,174 (549)	
志願者数	16,787 (18,066)	19 (16)	32 (20)	18 (17)	33 (58)	6 (6)	39 (49)	
受検者数	16,718 (18,007)	19 (16)	32 (20)	18 (17)	33 (58)	6 (6)	39 (49)	16,865 (18,173)
合格者数	15,980 (16,884)	15 (13)	26 (18)	18 (17)	33 (58)	6 (6)	34 (45)	※4 16,112 (17,041)
実質倍率	1.05 (1.07)	1.27 (1.23)	1.23 (1.11)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	1.15 (1.09)	
A ÷ B								

※1 分校等を 1 校と数える。

※2 小学科数を示す。くり募集は 1 科として数える。

※3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。

令和 8 年度の公立高等学校全日制の課程の全募集定員は 17,250 人であるが、ここでは、併設する中等部からの入学予定者 296 人（沼津市立沼津 68 人、清水南 93 人、浜松西 135 人）を除く。

※4 併設する中等部からの入学予定者数を含むと、合格者数合計は 16,408 人となる。

(2) 学年制による定時制の課程

項 目	一般選抜	再募集	合 計
実施校数	15	13	
	(15)	(14)	
実施科数	15	13	
	(15)	(14)	
募集定員	600 (600)	325 (334)	※ 600 (600)
志願者数	314 (287)	15 (28)	329 (315)
受検者数	310 (284)	14 (28)	324 (312)
合格者数	275 (266)	11 (21)	286 (287)
実質倍率	1.13 (1.07)	1.27 (1.33)	
A ÷ B			

※募集定員の合計は、定員策定時(R 7 年11月発表)のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

項 目	春季		秋季	合 計
	一般選抜	再募集		
実施校数	4	4	4	
	(4)	(4)	(4)	
実施科数	4	4	4	
	(4)	(4)	(4)	
募集定員	593 (593)	177 (86)	87 (87)	※ 680 (680)
志願者数	429 (516)	11 (10)	— (48)	— (574)
受検者数	423 (509)	10 (10)	— (47)	— (566)
合格者数	416 (507)	9 (10)	— (45)	— (562)
実質倍率	1.02 (1.00)	1.11 (1.00)	— (1.04)	
A ÷ B				

※募集定員の合計は、定員策定時(R 7 年11月発表)のものである。

2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は令和7年度選抜のデータである。）

教科	平均点	標準偏差
国語	32.61 (35.05)	8.19 (7.34)
数学	24.66 (24.36)	8.44 (7.45)
英語	32.95 (31.71)	10.45 (11.51)
社会	31.60 (27.94)	9.73 (9.22)
理科	23.26 (27.60)	9.38 (9.58)
合計（参考）	145.08 (146.66)	
実施校数	90校 (90校)	

※分校等を1校と数える。
全日制の課程のみ。

3 実質倍率の高かった学校の状況

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	実質倍率
1	磐田南	理数	40	75	42	1.79
2	科学技術	情報システム	40	71	41	1.73
3	浜松南	理数	40	71	42	1.69
4	葦山	理数	40	70	43	1.63
5	天竜	福祉	20	6	4	1.50

4 定員割れした学校の状況（全日制の課程）

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	再募集合格者	定員割れ
1	富士宮西	普通	160	114	114	-	46
2	池新田	普通	120	84	84	-	36
2	御殿場南	普通	160	125	124	-	36
4	袋井商業	商業	120	85	85	-	35
5	湖西	普通	120	89	88	1	31

5 その他

- (1) 県内への保護者の転居を伴わない学校裁量枠（「中学校における学習」を除く）の受検
6校21人志願、6校21人合格
- (2) 日本国内にある外国人学校からの受検
1校1人受検、1校1人合格
- (3) 外国にルーツがあり、令和2年4月以降に入国した者に対する学力検査問題等へのルビ振り
13校31人配慮願提出（昨年度 11校39人）

令和 8 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考の結果の概要

(特別支援教育課)

1 高等部入学者選考結果

	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集合格
令和 8 年度	906 人	739 人	736 人	707 人	1 人
令和 7 年度	908 人	725 人	723 人	699 人	1 人
令和 6 年度	866 人	683 人	682 人	671 人	1 人

- ・本校と分校の併願があるため、志願者数及び受験者数は重複してカウント。
- ・分校以外の不合格者は、なし。
- ・受検前辞退者 3 人 (御殿場、伊豆田方、浜北)
- ・合格発表後辞退者 3 人 (伊豆田方、浜松みをつくし、するが視覚総合)
- ・再募集 1 人 (富士)

2 高等部専攻科入学者選考結果

	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集合格
令和 8 年度	16 人	6 人	6 人	6 人	1 人
令和 7 年度	16 人	1 人	1 人	1 人	0 人
令和 6 年度	16 人	5 人	5 人	5 人	0 人

- ・合格発表後辞退者 1 人 (浜松視覚高等部専攻科理療科)
- ・再募集 1 人 (浜松視覚高等部専攻科理療科)

令和8年度県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考結果

1 高等部入学者選考結果

障害種	学校名	学科	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集数 (内数)	備考	
視覚障害	沼津視覚	保健医療科	8	4	4	4	0		
	静岡視覚	保健医療科	8	2	2	2	0		
	浜松視覚	普通科	8	2	2	2	0		
	視覚計		24	8	8	8	0		
聴覚障害	沼津聴覚	特進技能科	8	4	4	4	0		
		生産応用科	8	1	1	1	0		
	聴覚計		16	5	5	5	0		
知的障害	伊豆の国	普通科	21	19	19	19	0		
	伊豆松崎	普通科	12	4	4	4	0		
	御殿場	普通科	33	24	23	23	0	受検前辞退1	
	小山	普通科	16	21	21	16	0	不合格5	
	沼津	普通科	48	35	35	35	0		
	伊豆田方	普通科	18	18	17	17	0	受検前辞退1、合格後辞退1	
	愛鷹	普通科	18	24	24	18	0	不合格6	
	東部	伊豆高原	普通科	27	17	17	17	0	
	富士	普通科	57	49	49	49	1		
	富士宮	普通科	27	21	21	21	0		
	富士東	普通科	18	15	15	15	0		
	清水	普通科	39	34	34	34	0		
	静岡北	普通科	21	18	18	18	0		
	南の丘	普通科	27	22	22	22	0		
	藤枝	普通科	51	43	43	43	0		
	焼津	普通科	18	23	23	18	0	不合格5	
	吉田	普通科	30	23	23	23	0		
	掛川	普通科	27	28	28	28	0		
	御前崎	普通科	18	16	16	16	0		
	袋井	普通科	63	48	48	48	0		
	磐田見付	普通科	18	22	22	18	0	不合格4	
	浜松	普通科	39	35	35	35	0		
	江之島	普通科	16	15	15	15	0		
	浜北	普通科	36	33	32	32	0	受検前辞退1	
	城北	普通科	27	36	36	27	0	不合格9	
	浜松みをつくし	普通科	27	22	22	22	0	合格後辞退1	
	浜名	普通科	18	8	8	8	0		
	するが視覚総合	普通科	30	23	23	23	0	合格後辞退1	
		知的計		800	696	693	664	1	
	肢体不自由	東部	普通科	15	6	6	6	0	
中央		普通科	21	9	9	9	0		
西部		普通科	18	5	5	5	0		
	肢体不自由計		54	20	20	20	0		
病弱	天竜	普通科	12	10	10	10	0		
	病弱計		12	10	10	10	0		
	特別支援学校計		906	739	736	707	1		

2 高等部専攻科入学者選考結果

障害種	学校名	学科・学級	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集数 (内数)	備考
視覚障害	浜松視覚	医療科	8	3	3	3	1	合格後辞退1
		保健医療科	8	3	3	3	0	
	視覚計		16	6	6	6	1	
	特別支援学校計		16	6	6	6	1	

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程の一部改正

(教育政策課)

1 概要

知事部局と共に、県民の幸福実感という「主観的要素」を重視した政策形成を進めるため、ウェルビーイング推進体制に関する規程を制定し、部内のウェルビーイング施策を統括する「ウェルビーイング推進官」を配置した。(施行：令和 7 年 4 月 1 日)

令和 7 年度末の組織改編に伴い、本規程について必要な改正を行う。

2 改正の内容

「静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程」(令和 7 年静岡県教育委員会訓令乙第 1 号) 第 3 条第 2 項に定めるウェルビーイング推進官の職を、以下のとおり改める。

改正前	改正後
(ウェルビーイング推進官)	(ウェルビーイング推進官)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 推進官は、 <u>教育部理事(総括・新図書館担当)</u> をもって充てる。	2 推進官は、 <u>教育部理事(総括・学校教育担当)</u> をもって充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会訓令乙第1号

本 庁

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程（令和7年静岡県教育委員会訓令乙第1号）の一部を次のように改める。

令和8年3月24日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
(ウェルビーイング推進官) 第3条 (略) 2 推進官は、 <u>教育部理事（総括・新図書館担当）</u> をもって充てる。	(ウェルビーイング推進官) 第3条 (略) 2 推進官は、 <u>教育部理事（総括・学校教育担当）</u> をもって充てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令乙は、令和8年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会訓令乙第1号

本 庁

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程を次のように定める。

令和7年3月19日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会ウェルビーイング推進体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、ウェルビーイングの推進体制について必要な事項を定めることにより、知事部局と共に、県民の幸福実感という「主観的要素」を重視した政策形成を進め、「幸福度日本一の静岡県」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェルビーイングの視点 県民の幸福実感という「主観的要素」を重視する考え方をいう。
- (2) ウェルビーイング施策 ウェルビーイングの視点を取り入れることにより、県民意識を踏まえて充実・強化された県の施策をいう。

(ウェルビーイング推進官)

第3条 教育委員会の所掌するウェルビーイング施策を統括するため、ウェルビーイング推進官（以下「推進官」という。）を置く。

2 推進官は、教育部理事（総括・学校教育担当）をもって充てる。

(推進官の職務)

第4条 推進官は、次に掲げる職務を担う。

- (1) ウェルビーイング施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること
- (2) ウェルビーイング施策にかかる知事部局等との連携、情報共有に関すること
- (3) その他、ウェルビーイング施策の推進について必要な事項に関すること

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この訓令乙は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、令和8年4月1日から施行する。